

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和 5 年 5 月 25 日（令和 5 年（行情）諮問第 424 号）

答申日：令和 6 年 5 月 8 日（令和 6 年度（行情）答申第 54 号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 2 に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表 2 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 4 年 12 月 2 日付け法務省訟民第 569 号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

決定通知書第 2 項記載の各不開示部分はいずれも、法 5 条各号に規定される不開示情報に該当しないと考える。

（2）意見書（図及び資料は省略する。）

令和 5 年（行情）諮問第 424 号に関する諮問庁の理由説明書は、審査請求人の主張を何ら左右するものではない。

上記を前提として審査請求書に記載の主張を以下の通り補足する。

ア 処分庁は令和 4 年 12 月 2 日付け法務省訟民第 569 号行政文書開示決定通知書により、同決定通知書第 1 項記載の行政文書を一部開示した。このとき開示された行政文書には、図 1 のページが含まれていた。

イ 図 1 は、特定都道府県警察本部刑事部刑事総務課の特定職員 A 名義の陳述書の第 1 ページである。

ウ 資料 1 は特定新聞社が運営する新聞記事データベースサービス「○○」に掲載されている記事であり、特定年月日 A 付の特定新聞に「人事：県警豪雨受け災害対策室国際テロ対応も強化へ／○○」と題する

記事が掲載されたことが分かる。同記事は特定都道府県警察本部の人事異動に関するものであり、特定職員Aが特定年Aの〇月又は〇月に、特定役職Aから特定役職Bに異動したこと、及び当時の同氏の階級が警視であったことが記載されている。

エ 資料2は特定新聞社が運営する新聞記事データベースサービス「〇〇」に掲載されている記事であり、特定年月日B付の特定新聞に「人事：県警刑事部長に特定職員B交通部長は特定職員C／〇〇」と題する記事が掲載されたことが分かる。同記事は特定都道府県警察本部の人事異動に関するものであり、特定職員Aが特定年Bの〇月に、特定役職Bから特定役職Cに異動したこと、及び当時の同氏の階級が警視であったことが記載されている。

オ 資料1及び資料2の記事はいずれも特定都道府県警察本部の人事異動について、異動者の姓名及び異動前と異動後の役職を詳細に記載しているものであること、及び記事中に「県警は（中略）人事異動を発表した」との記載があることからすれば、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報は法5条第一号イに該当するほか、その性質上同号ハにも該当する。よって、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報は法5条第一号に該当する不開示情報ではない。

カ また、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報は、上記ウ及びエに記載の通り既に公になっているのであり、さらに公表慣行にあることも窺われるから、同法5条第四号にもあたらない。

キ また、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報は、法5条の第一号及び第四号を除いた各号のいずれにも該当しない。

ク 上記オからキに記載した通り、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報は法5条各号のいずれにも該当しない。よって、上記ウ及びエに記載した特定職員Aに関する情報と同内容の情報が、図1中の不開示部分に含まれているのであれば、その部分は開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

(1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和3年9月30日付け行政文書開示請求書（同年10月4日受付第498号）をもって、別紙の1記載の文書（以下「本件請求文書」という。）について開示請求をしたものである。

(2) 本件開示決定の経緯について

処分庁は、本件開示請求に対し、第一審が特定地方裁判所（特定事件番号A）に、第二審が特定高等裁判所（特定事件番号B）に係属してい

た国を当事者とする損害賠償請求事件に関する事件記録のうち、本件開示請求書の文言に該当する行政文書を特定し、相当の部分として令和3年11月25日付け法務省訟民第553号をもって、法9条1項の規定に基づき、上記行政文書の一部を開示する決定を行い、残りの部分として令和4年12月2日付け法務省訟民第569号をもって、上記行政文書の一部を開示する決定（原処分）を行ったところ、本審査請求は原処分に対してされたものである。

なお、本件開示請求は、法11条の規定に基づく延長手続を行っている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下「本件各不開示部分」という。）について、何ら具体的な理由を示すことなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求めている。

3 本件各不開示部分に係る本件開示決定の妥当性について

（1）本件各不開示部分に記載されている情報について

本件各不開示部分には以下の情報が記載されている。

ア 一審原告等の個人の氏名、経歴、収入及び刑事事件番号、被害者の住所及びその周辺の店名、個人の身体的特徴及び日記等の内容、非常勤職員の氏名及び印影、新聞社名等

イ 公にされていない訴訟代理人事務所のFAX番号、訴訟代理人の印影、弁護団の収支明細等

ウ 一部の指定代理人や刑事事件の担当警察官及び担当検察官の氏名並びに特定都道府県警察管理の倉庫の場所等に関する情報

エ 一般に公開されていない行政機関等の内線番号、電話番号及びファックス番号に関する情報

（2）不開示情報該当性について

ア 上記（1）アについて

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、また、同号ただし書きイないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

イ 上記（1）イについて

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ

があるものであるため、法5条2号イに該当する。

ウ 上記（1）ウについて

公にすることにより、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため、法5条4号に該当する。

エ 上記（1）エについて

いずれも公開されていない国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため、法5条6号柱書きに該当する。

4 結論

以上のとおり、本件各不開示部分は、法5条1号、同条2号イ、同条4号又は同条6号柱書きにそれぞれ該当することから、本件各不開示部分を不開示とした原処分は相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和5年5月25日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年6月9日 | 審議 |
| ④ 同月30日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ⑤ 令和6年3月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年4月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定を適用した上、残りの部分として、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は相当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件各不開示部分（不開示部分並びに不開示理由及び根拠条文は、別表1に掲げるとおりである。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分には、国を当事者とする特定事件番号A及び特定事件番号Bの損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）の原告及び本件事件に関連する刑事事件（以下「本件刑事事件」という。）の被告人の氏名、住所、年

年齢、生年月日、出身地、出身学校、家族関係、勤務先（収容先矯正施設名等を含む。）、印影、身体的特徴、日記・メモの内容、収入に係る情報、行動や生活状況に係る情報、犯歴に係る情報等のほか、本件刑事事件の被害者その他関係者（特定都道府県の職員を含む。）の氏名、住所（現場見取図、周辺地図及び写真を含む。）、年齢、勤務先、役職、印影、電話番号（職業別電話番号帳の写しを含む。）、ファックス番号、別件の民事及び刑事の事件番号並びに新聞社名及び報道記事の内容の一部等が記載されていると認められる。

ア 別表2の番号1に掲げる部分

標記不開示部分は、本件事件の原告の趣味嗜好に係る記載並びに本件刑事事件の被告人等の事件前後の行動や生活状況に関する情報としての特定の地名や場所に係る記載であると認められるところ、これらはいずれも一般的な記載であって、本件事件及び本件刑事事件の関係者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 新聞社名及び報道記事の内容の一部

（ア）標記不開示部分は、本件刑事事件に係る報道記事を掲載した複数の新聞社名及びその報道記事の内容の一部であると認められるところ、当該部分は、各社が行った報道年月日の記事ごとに一体として、本件事件及び本件刑事事件の関係者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

（イ）次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

報道は、飽くまでも各報道機関がその取材に基づき独自に行うものであり、新聞を通じて報道されたことをもって、当該報道記事の記載内容に係る情報が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとはいえない。

そうすると、標記不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

（ウ）さらに、当該部分は、個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

（エ）したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 特定都道府県の職員の氏名

(ア) 標記不開示部分は、本件事件の共同被告である特定都道府県の指定代理人となった当該都道府県職員の氏名及び丙第3号証（文書75）に記載された当該都道府県警察職員の氏名であると認められ、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして、当該都道府県職員の氏名を公にする慣行の有無について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、同都道府県の指定代理人として氏名が記載されている職員についても、同都道府県警察職員であり、当該都道府県警察においては、警部以上の階級の職員氏名について公表しているが、警部補級以下の職員の氏名については公表しておらず、慣行としても公になっていないところ、標記不開示部分に記載のある同警察職員は、文書作成当時、公表慣行のない警部補級以下の者である旨の説明があった。

諮問庁の上記説明を踏まえ検討するに、標記不開示部分について、これを公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) さらに、当該部分は、個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

(エ) したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ その余の部分

(ア) 標記不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

(イ) 次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

a 民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

他方、最高裁判所のウェブサイトにて現に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきである。

- b 当審査会事務局職員をして最高裁判所のウェブサイトに登載された判例検索システムを確認させたところ、本件対象文書の開示部分に記載された本件事件の事件番号のうち、特定事件番号Aに対応する第一審判決書及び特定事件番号Bに対応する第二審判決書が、同ウェブサイトに掲載されている事実が認められる。

上記判例検索システムは、掲載されている判決書の内容を誰でも容易に検索・閲覧することを可能にするためのもので、その検索の結果得られた上記第一審及び第二審の判決書においては、訴訟当事者等の氏名が記載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、当該ウェブサイトにおける上記第一審及び第二審の判決書の掲載については、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を掲載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められる。

- c 標記不開示部分のうち、特定の地域名、本件刑事事件の関係者のうち、一部の者の役職並びに被害者の住所及び被告人の収入に係る記載の一部については、上記第二審判決書に記載されており、上記a及びbに述べたところに照らして公表慣行があるためと認められるから、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである（別表2の番号2に掲げる部分）。

他方、標記不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除いた部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

- (ウ) さらに、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分について、法6条2項による部分開示の可否について検討するに、個人識別部分である本件事件に係る各事件番号が原処分において既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分には、本件事件の訴訟代理人の印影、本件刑事事件の弁護団の収支明細等、法人及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）の名称、住所並びに抗告許可申立理由書（文書195）等の欄外に記載された弁護士事務所名及びファックス番号が記載されていると認められる。

ア 訴訟代理人の印影

標記不開示部分は、各書面等が、作成者である弁護士の真意に基づいて作成された真正な文書であることを示す機能を有しており、こ

れを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件刑事事件の弁護団の収支明細等

(ア) 標記不開示部分は、本件事件の原告側が提出した証拠資料（文書286ないし文書293）に記載された本件事件の弁護団の実費収支明細、預金通帳の写し、預金口座番号等であると認められるところ、当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3（2）イのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

標記不開示部分には、本件事件の弁護団が、本件事件に費やした経費の明細等、当該弁護団の経営方針、経営実態に関する情報が具体的かつ詳細に記載されている。また、当該弁護団の預金口座番号等については、公開されていない情報である。当該部分を公にすることにより、当該弁護団並びに関係する弁護士及び弁護士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) これを検討するに、上記（ア）の諮問庁の説明を否定することはできず、当該部分は、公にすることにより、当該弁護団等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 法人等（下記エの弁護士事務所を除く。）の名称及び住所

(ア) 標記に該当する部分及び当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、標記に該当する部分は、文書送付嘱託申立書（4）（文書102）等に記載された複数の法人等の名称及び住所であるとした上で、本件対象文書には、本件刑事事件に係る被告人の行動、被害者の状況等が詳細かつ具体的に記載されているところ、標記不開示部分に記載された法人等の名称等を公にすることにより、当該法人等が本件刑事事件に関係するかのような印象を与え得ることに加え、本件事件が社会的耳目を集める事案であることを踏まえると、種々の憶測や風評を招き得る結果、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある旨補足して説明する。

(イ) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件対象文書のうち、上記文書送付嘱託申立書等に記載された複数の法人等の名称及び住所が、不開示とされているものと認められる。

これを検討するに、上記（ア）の諮問庁の説明を否定することは

できず、標記不開示部分は、公にすることにより、当該部分に名称等が記載されている法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 弁護士事務所名及びファックス番号

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分のうち、抗告許可申立理由書（文書195）における弁護士事務所名及びファックス番号は、同理由書の資料として添付された別件の訴訟資料の欄外に記載されている弁護士事務所に係る情報であるところ、弁護士事務所が、いかなる個別事案に関与しているかという情報は、事業を営む当該事務所に関する情報であって、公にすることにより、当該弁護士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

b その他不開示とされている弁護士事務所のファックス番号については、日本弁護士連合会が運用する弁護士情報検索システム（以下「日弁連検索システム」という。）及び弁護士自身のウェブサイト（弁護士が所属する事務所のウェブサイトを含む。）のいずれにも掲載されていない情報であり、これを公にすると、業務に支障が生じるなど当該弁護士の正当な権利・利益を害するおそれがある。

(イ) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分のうち、文書195における部分については、諮問庁の説明のとおりであると認められる。また、当審査会事務局職員をして日弁連検索システム及び各弁護士事務所のウェブサイトを確認させたところ、標記不開示部分に係るファックス番号は、いずれにも掲載されていないものと認められる。

これを踏まえ検討するに、上記（ア）の諮問庁の説明を否定することはできず、当該部分は、公にすることにより、当該弁護士事務所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、標記不開示部分には、本件事件の国指定代理人のうち、一部の者の氏名、印影、経歴、

本件刑事事件を担当した警察官及び検察官の氏名、印影、経歴等、特定都道府県警察管理の倉庫の名称、住所、設計図及び見取図、写真その他当該倉庫に係る情報が記載されていると認められる。

ア 一部の国指定代理人の氏名等

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

標記不開示部分に含まれる一部の指定代理人は、特定地方検察庁の検察官又は検察事務官に係る情報であるところ、当該職員の氏名は、独立行政法人国立印刷局編「職員録」(以下「職員録」という。)に掲載されているものの、その具体的な担当職務等は記載されていない。また、当然のことながら、当該職員が、今後の人事異動によって、犯罪の捜査、公判又は刑の執行等に携わる可能性は十分に考えられる。以上を前提とした上で、仮に、当該職員の氏名等を公にした場合、当該職員が当該国賠事件の担当者であることが明らかとなり、今後、当該職員が犯罪の捜査、公判等の事務に従事した場合等において、当該職員が当該国賠事件の担当であったことに対して不満を持った者から、当該職員に対して直接又は電話等によりその事務の妨害を受け、当該職員が内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務に従事するに当たって、その情報収集が困難になるおそれがある。

(イ) これを検討するに、当審査会事務局職員をして特定年版の職員録を確認させたところ、諮問庁の上記説明に符合する内容であり、そうすると、標記不開示部分に係る諮問庁の上記(ア)の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 本件刑事事件の担当警察官及び担当検察官の氏名等

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

特定の事件を担当した検察官及び警察官の氏名等を明らかにすれば、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がなされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定事件について、どのような体制で捜査・公判に

対応しているかが明らかとなり、今後の同種事例の捜査・公判体制が推測されることとなりかねない。

- (イ) これを検討するに、特定の事件を担当した検察官及び警察官の氏名等を明らかにすることは、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がなされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、当該部分は、上記ア（イ）と同様に、法５条４号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 特定都道府県警察管理の倉庫に係る情報

- (ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該情報は、特定都道府県警察が管理する現存する倉庫の名称、所在地等に係る一般に公開されていない情報であり、標記不開示部分を公にすることにより、捜査関係書類など、当該倉庫に保管されている財産等への不法な侵害、当該倉庫への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがある旨補足して説明する。

- (イ) これを検討するに、当該部分を公にすることにより、当該倉庫に保管されている財産等への不法な侵害、当該倉庫への不法な侵入や破壊行為といった犯罪行為を招くおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、当該部分は、上記ア（イ）と同様に、法５条４号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(４) 別表１の番号４に掲げる不開示部分について

- ア 標記不開示部分は、控訴状（文書６）等に記載された特定法務局訟務部の電話番号及びファックス番号並びに受付票（文書１８８）に記載された特定地方裁判所の電話番号一覧であると認められる。

- イ 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の３（２）エのとおり、いずれも公開されていない情報であると説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該部分を明らかにすると、いたずらや偽計に使用されることにより、国の機関が必要とする緊急の連絡や外部との連絡に支障を来すおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

- ウ これを検討するに、上記諮問庁の説明を覆すに足りる理由はなく、当該部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

令和3年9月30日付け行政文書開示請求書（同年10月4日受付第498号）別紙記載の国を当事者とする損害賠償請求事件（上級審を含む。）に関する，（1）国が裁判所から受領した文書すべて，（2）国が裁判所に提出した文書すべて，（3）国が当該訴訟の原告から受領した文書すべて，（4）国が当該訴訟の原告に渡した文書すべて，（5）国が当該訴訟の相被告から受領した文書すべて，（6）国が当該訴訟の相被告に渡した文書すべてに該当する文書（ただし，令和3年11月25日付け法務省訟民第553号行政文書開示決定通知書の記1に記載の行政文書を除く。）

2 本件対象文書（なお，文書104及び105の差替日については，諮問庁の補足説明による。）

文書1 附帯控訴状

文書2 附帯控訴理由書

文書3 控訴人特定都道府県に対する答弁書

文書4 控訴人国に対する答弁書

文書5 控訴人国に対する答弁書訂正書

文書6 控訴状

文書7 控訴理由書

文書8 第1準備書面

文書9 附帯控訴に対する答弁書

文書10 相被告県：控訴状

文書11 相被告県：控訴理由書

文書12 意見陳述書

文書13 指定書（令和元年7月19日）

文書14 証拠申出書（平成27年9月4日）

文書15 証拠申出書（平成29年11月20日）

文書16 証拠説明書（1）（甲A1～15）

文書17 証拠説明書（甲B1～13の2）

文書18 証拠説明書（甲B14～17）

文書19 証拠説明書（甲B18～49）

文書20 証拠説明書（甲B50の1～50の12）

文書21 証拠説明書（甲B51～54）

文書22 証拠説明書（甲B55～58）

文書23 証拠説明書（甲B59～62）

文書24 証拠説明書（甲B63～76）

文書 2 5 証拠説明書 (甲 B 7 7)
文書 2 6 証拠説明書 (甲 B 7 8, 7 9)
文書 2 7 証拠説明書 (甲 B 8 0)
文書 2 8 証拠説明書 (甲 B 8 1)
文書 2 9 証拠説明書 (甲 B 8 2)
文書 3 0 証拠説明書 (甲 C 1 ~ C 7 3)
文書 3 1 証拠説明書 (甲 C 7 4 ~ 7 7)
文書 3 2 証拠説明書 (甲 C 7 8 の 1 ないし 6)
文書 3 3 相被告県：証拠説明書 (丙 1 ~ 8)
文書 3 4 相被告県：証拠説明書 (丙 9, 1 0)
文書 3 5 相被告県：証拠説明書 (丙 1 1)
文書 3 6 相被告県：証拠説明書 (丙 1 2, 1 3)
文書 3 7 証拠説明書 (乙 1 ~ 5 3)
文書 3 8 証拠説明書 (2)
文書 3 9 証拠説明書 (3)
文書 4 0 証拠説明書 (4)
文書 4 1 証拠説明書 (5)
文書 4 2 証拠説明書 (6)
文書 4 3 証拠説明書 (乙 A 1 ~ 6)
文書 4 4 証拠説明書 (乙 A 7)
文書 4 5 相被告県：答弁書
文書 4 6 相被告県：準備書面 (1)
文書 4 7 相被告県：意見書
文書 4 8 相被告県：準備書面 (2)
文書 4 9 相被告県：準備書面 (3)
文書 5 0 相被告県：準備書面 (4)
文書 5 1 相被告県：送付嘱託意見書
文書 5 2 相被告県：準備書面 (5)
文書 5 3 相被告県：準備書面 (6)
文書 5 4 相被告県：準備書面 (7)
文書 5 5 相被告県：準備書面 (8)
文書 5 6 相被告県：準備書面 (9)
文書 5 7 相被告県：準備書面 (1 0)
文書 5 8 相被告県：準備書面 (1 1)
文書 5 9 相被告県：準備書面 (1 2)
文書 6 0 相被告県：準備書面 (1 3)
文書 6 1 相被告県：準備書面 (1 3) (訂正書面)
文書 6 2 相被告県：準備書面 (1 4)

- 文書 6 3 相被告県：文書提出命令申立てに対する意見書
- 文書 6 4 相被告県：文書提出命令申立てに対する意見書（2）
- 文書 6 5 相被告県：文書提出命令申立書（2）に対する意見書
- 文書 6 6 相被告県：文書提出命令申立書（1）に対する意見書（3）
- 文書 6 7 相被告県：文書提出命令申立書（2）に対する意見書（2）
- 文書 6 8 相被告県：文書提出命令申立書（1）に対する意見書（4）
- 文書 6 9 相被告県：文書提出命令申立書（2）に対する意見書（3）
- 文書 7 0 陳述書（平成 2 8 年 4 月 4 日）
- 文書 7 1 相被告県：反論書
- 文書 7 2 相被告県：反論書（2）
- 文書 7 3 丙第 1 号証・写真撮影報告書
- 文書 7 4 丙第 2 号証・特定倉庫周辺の洪水状況
- 文書 7 5 丙第 3 号証・「特定都道府県警察 5 0 年のあゆみ」抜粋
- 文書 7 6 丙第 4 号証・特定河川の主な洪水記録
- 文書 7 7 丙第 5 号証・浸水実績図
- 文書 7 8 丙第 6 号証・近年の特定河川における洪水状況
- 文書 7 9 丙第 7 号証・文書取扱いに関する訓令第 2 6 条に規定する保存文
書台帳の様式等について
- 文書 8 0 丙第 8 号証・特定都道府県警察文書取扱いに関する訓令等の一部
改正について
- 文書 8 1 丙第 9 号証・特定都道府県警察文書取扱規程（昭和 4 6 年本部訓
令第 1 1 号）
- 文書 8 2 丙第 1 0 号証・特定都道府県警察文書取扱規程の一部を改正する
訓令（昭和 5 8 年本部訓令第 2 号）
- 文書 8 3 丙第 1 1 号証・陳述書
- 文書 8 4 丙第 1 2 号証・陳述書
- 文書 8 5 丙第 1 3 号証・陳述書
- 文書 8 6 訴状
- 文書 8 7 文書送付嘱託申立書
- 文書 8 8 証拠の提出方法に関する要請書
- 文書 8 9 文書送付嘱託申立書（2）
- 文書 9 0 文書送付嘱託申立書（2）補充書
- 文書 9 1 原告第 1 準備書面
- 文書 9 2 原告第 2 準備書面
- 文書 9 3 文書送付嘱託申立書（2）補充書（2）
- 文書 9 4 原告第 1 及び第 2 準備書面の訂正
- 文書 9 5 文書送付嘱託申立取下書
- 文書 9 6 文書送付嘱託申立書（2）補充書（3）

文書 9 7 原告第 3 準備書面
文書 9 8 原告第 4 準備書面
文書 9 9 文書送付嘱託申立書（3）
文書 1 0 0 原告求釈明申立書
文書 1 0 1 原告第 5 準備書面
文書 1 0 2 文書送付嘱託申立書（4）
文書 1 0 3 原告第 6 準備書面
文書 1 0 4 原告第 6 準備書面（別表・差替版・平成 2 6 年 6 月 1 1 日差替）
文書 1 0 5 原告第 6 準備書面（別表・差替版・平成 2 6 年 6 月 1 6 日差替）
文書 1 0 6 文書送付嘱託申立書（3）補充意見書
文書 1 0 7 原告第 7 準備書面
文書 1 0 8 原告第 8 準備書面
文書 1 0 9 原告第 9 準備書面
文書 1 1 0 文書送付嘱託書（4）補充意見書
文書 1 1 1 原告第 1 0 準備書面
文書 1 1 2 原告第 1 1 準備書面
文書 1 1 3 原告第 1 2 準備書面
文書 1 1 4 原告第 1 3 準備書面
文書 1 1 5 原告第 1 4 準備書面
文書 1 1 6 原告第 1 5 準備書面
文書 1 1 7 原告求釈明回答書（2）に対する反論
文書 1 1 8 原告第 1 6 準備書面
文書 1 1 9 原告第 1 7 準備書面
文書 1 2 0 証拠申出に対する意見書に対する反論
文書 1 2 1 原告第 1 8 準備書面
文書 1 2 2 原告第 1 9 準備書面
文書 1 2 3 原告第 2 0 準備書面
文書 1 2 4 原告第 2 1 準備書面
文書 1 2 5 原告第 2 2 準備書面
文書 1 2 6 原告第 2 3 準備書面
文書 1 2 7 原告第 2 4 準備書面
文書 1 2 8 原告第 2 4 準備書面（添付資料）
文書 1 2 9 原告第 2 5 準備書面
文書 1 3 0 原告第 2 6 準備書面
文書 1 3 1 原告第 2 2 準備書面の訂正申立書
文書 1 3 2 原告第 2 7 準備書面

文書 1 3 3 原告第 2 8 準備書面
文書 1 3 4 訴え変更の申立書
文書 1 3 5 原告第 2 9 準備書面
文書 1 3 6 原告第 3 0 準備書面
文書 1 3 7 原告第 3 1 準備書面
文書 1 3 8 答弁書
文書 1 3 9 被告国第 1 準備書面
文書 1 4 0 文書送付嘱託の申立てに対する意見書
文書 1 4 1 被告国第 2 準備書面
文書 1 4 2 被告国第 3 準備書面
文書 1 4 3 被告国第 4 準備書面
文書 1 4 4 被告国第 5 準備書面
文書 1 4 5 被告国第 6 準備書面
文書 1 4 6 文書送付嘱託の申立て（3）に対する意見書
文書 1 4 7 求釈明に対する回答書
文書 1 4 8 文書送付嘱託の申立て（3）に対する意見書（2）
文書 1 4 9 文書送付嘱託の申立て（4）に対する意見書
文書 1 5 0 被告国第 7 準備書面
文書 1 5 1 被告国第 8 準備書面
文書 1 5 2 求釈明に対する回答書（2）
文書 1 5 3 被告国第 9 準備書面
文書 1 5 4 文書提出命令申立てに対する意見書
文書 1 5 5 被告国第 1 0 準備書面
文書 1 5 6 証拠申出に対する意見書（平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日）
文書 1 5 7 上申書（平成 2 9 年 3 月 2 8 日）
文書 1 5 8 被告国第 1 1 準備書面
文書 1 5 9 被告国第 1 2 準備書面
文書 1 6 0 証拠申出に対する意見書（平成 2 9 年 1 2 月 5 日）
文書 1 6 1 被告国第 1 3 準備書面
文書 1 6 2 被告国第 1 4 準備書面
文書 1 6 3 判決要旨（特定事件番号 A）
文書 1 6 4 判決書（特定事件番号 A）
文書 1 6 5 指定書，訴訟代理権消滅通知書（1 審）
文書 1 6 6 事務所住所変更届出書
文書 1 6 7 文書提出命令申立書
文書 1 6 8 文書提出命令申立書（2）
文書 1 6 9 文書提出命令申立書（1）補充書
文書 1 7 0 文書提出命令申立書（1）補充書（2）

文書171 文書提出命令申立書(2) 補充書(1)
文書172 文書提出命令申立書(1) 補充書(3)
文書173 文書提出命令申立書(2) 補充書(2)
文書174 文書提出命令の申立て(1) に対する意見書(2)
文書175 文書提出命令の申立て(2) に対する意見書
文書176 文書提出命令の申立て(2) に対する意見書(2)
文書177 決定書(文書提出命令申立事件)
文書178 原告抗告状
文書179 原告即時抗告理由書
文書180 原告抗告理由補充書
文書181 答弁書(抗告の理由に対する反論書)
文書182 抗告理由補充書(2)
文書183 求釈明申立書(平成28年9月21日)
文書184 被告県の反論書(2) に対する反論
文書185 求釈明申立書の補充書
文書186 被告国の抗告の理由に対する反論書(3)
文書187 即時抗告状
文書188 受付票
文書189 抗告理由書
文書190 意見書
文書191 意見書(2)
文書192 求釈明に対する回答書
文書193 決定書(文書提出命令申立却下等に対する抗告事件)
文書194 抗告許可申立書
文書195 抗告許可申立理由書
文書196 指定書(平成29年3月16日)
文書197 甲第B15号証
文書198 甲第B43号証
文書199 甲第B46号証
文書200 甲第B47号証
文書201 甲第B55号証
文書202 甲第B56号証
文書203 甲第B57号証
文書204 甲第B58号証
文書205 甲第B59号証
文書206 甲第B63号証
文書207 甲第B64号証
文書208 甲第B65号証

文書 2 0 9	甲第 B 6 6 号証
文書 2 1 0	甲第 B 6 7 号証
文書 2 1 1	甲第 B 6 8 号証
文書 2 1 2	甲第 B 6 9 号証
文書 2 1 3	甲第 B 7 0 号証
文書 2 1 4	甲第 B 7 1 号証
文書 2 1 5	甲第 B 7 2 号証
文書 2 1 6	甲第 B 7 3 号証
文書 2 1 7	甲第 B 7 4 号証
文書 2 1 8	甲第 B 7 5 号証
文書 2 1 9	甲第 B 7 6 号証
文書 2 2 0	甲第 B 7 7 号証
文書 2 2 1	甲第 B 7 8 号証
文書 2 2 2	甲第 B 7 9 号証
文書 2 2 3	甲第 B 8 0 号証
文書 2 2 4	甲第 B 8 2 号証
文書 2 2 5	甲第 C 3 号証
文書 2 2 6	甲第 C 4 号証
文書 2 2 7	甲第 C 5 号証
文書 2 2 8	甲第 C 6 号証
文書 2 2 9	甲第 C 7 号証
文書 2 3 0	甲第 C 8 号証
文書 2 3 1	甲第 C 9 号証
文書 2 3 2	甲第 C 1 0 号証
文書 2 3 3	甲第 C 1 1 号証
文書 2 3 4	甲第 C 1 2 号証
文書 2 3 5	甲第 C 1 3 号証
文書 2 3 6	甲第 C 1 4 号証
文書 2 3 7	甲第 C 1 5 号証
文書 2 3 8	甲第 C 1 6 号証
文書 2 3 9	甲第 C 1 7 号証
文書 2 4 0	甲第 C 1 8 号証
文書 2 4 1	甲第 C 1 9 号証
文書 2 4 2	甲第 C 2 0 号証
文書 2 4 3	甲第 C 2 1 号証
文書 2 4 4	甲第 C 2 2 号証
文書 2 4 5	甲第 C 2 3 号証
文書 2 4 6	甲第 C 2 4 号証

文書 2 4 7	甲第 C 2 5 号証
文書 2 4 8	甲第 C 2 6 号証
文書 2 4 9	甲第 C 2 7 号証
文書 2 5 0	甲第 C 2 8 号証
文書 2 5 1	甲第 C 2 9 号証
文書 2 5 2	甲第 C 3 0 号証
文書 2 5 3	甲第 C 3 1 号証
文書 2 5 4	甲第 C 3 2 号証
文書 2 5 5	甲第 C 3 3 号証
文書 2 5 6	甲第 C 3 4 号証
文書 2 5 7	甲第 C 3 5 号証
文書 2 5 8	甲第 C 3 6 号証
文書 2 5 9	甲第 C 3 7 号証
文書 2 6 0	甲第 C 3 8 号証
文書 2 6 1	甲第 C 3 9 号証
文書 2 6 2	甲第 C 4 0 号証
文書 2 6 3	甲第 C 4 1 号証
文書 2 6 4	甲第 C 4 2 号証
文書 2 6 5	甲第 C 4 3 号証
文書 2 6 6	甲第 C 4 4 号証
文書 2 6 7	甲第 C 4 5 号証
文書 2 6 8	甲第 C 4 6 号証
文書 2 6 9	甲第 C 4 7 号証
文書 2 7 0	甲第 C 4 8 号証
文書 2 7 1	甲第 C 4 9 号証
文書 2 7 2	甲第 C 5 0 号証
文書 2 7 3	甲第 C 5 1 号証
文書 2 7 4	甲第 C 5 2 号証
文書 2 7 5	甲第 C 5 3 号証
文書 2 7 6	甲第 C 5 4 号証
文書 2 7 7	甲第 C 5 5 号証
文書 2 7 8	甲第 C 5 6 号証
文書 2 7 9	甲第 C 5 7 号証
文書 2 8 0	甲第 C 5 8 号証
文書 2 8 1	甲第 C 5 9 号証
文書 2 8 2	甲第 C 6 0 号証
文書 2 8 3	甲第 C 6 1 号証
文書 2 8 4	甲第 C 6 2 号証

文書 2 8 5	甲第 C 6 3 号証
文書 2 8 6	甲第 C 6 4 号証
文書 2 8 7	甲第 C 6 5 号証
文書 2 8 8	甲第 C 6 6 号証
文書 2 8 9	甲第 C 6 7 号証
文書 2 9 0	甲第 C 6 8 号証
文書 2 9 1	甲第 C 7 1 号証
文書 2 9 2	甲第 C 7 2 号証
文書 2 9 3	甲第 C 7 3 号証
文書 2 9 4	甲第 C 7 4 号証
文書 2 9 5	甲第 C 7 5 号証
文書 2 9 6	甲第 C 7 6 号証
文書 2 9 7	甲第 C 7 8 の 1 号証
文書 2 9 8	甲第 C 7 8 の 2 号証
文書 2 9 9	甲第 C 7 8 の 3 号証
文書 3 0 0	甲第 C 7 8 の 4 号証
文書 3 0 1	甲第 C 7 8 の 5 号証
文書 3 0 2	甲第 C 7 8 の 6 号証
文書 3 0 3	乙第 6 3 5 号証
文書 3 0 4	乙第 6 3 6 号証
文書 3 0 5	乙第 6 3 7 号証
文書 3 0 6	乙第 6 3 8 号証
文書 3 0 7	乙第 6 3 9 号証
文書 3 0 8	乙第 6 4 0 号証
文書 3 0 9	乙第 6 4 1 号証
文書 3 1 0	乙第 6 4 2 号証
文書 3 1 1	乙第 6 4 3 号証
文書 3 1 2	乙第 6 4 4 号証
文書 3 1 3	乙第 6 4 5 号証
文書 3 1 4	乙第 6 4 6 号証
文書 3 1 5	乙第 A 1 号証
文書 3 1 6	乙第 A 2 号証
文書 3 1 7	乙第 A 3 号証
文書 3 1 8	乙第 A 4 号証
文書 3 1 9	乙第 A 5 号証
文書 3 2 0	乙第 A 6 号証
文書 3 2 1	乙第 A 7 号証
文書 3 2 2	求釈明申立書（2 0 2 0 年（令和 2 年）3 月 1 3 日）

文書 3 2 3	一審原告控訴審第 1 準備書面
文書 3 2 4	一審原告控訴審第 2 準備書面
文書 3 2 5	一審原告控訴審第 3 準備書面
文書 3 2 6	一審原告控訴審第 4 準備書面
文書 3 2 7	一審原告控訴審第 5 準備書面
文書 3 2 8	一審原告控訴審第 6 準備書面
文書 3 2 9	上申書（令和 2 年 4 月 3 日）
文書 3 3 0	回答書（被告）
文書 3 3 1	事務連絡（被告）
文書 3 3 2	第 2 準備書面
文書 3 3 3	第 3 準備書面
文書 3 3 4	相被告県：附帯控訴に対する答弁書
文書 3 3 5	相被告県：上申書
文書 3 3 6	相被告県：一審被告特定都道府県控訴審準備書面（1）
文書 3 3 7	相被告県：一審被告特定都道府県控訴審準備書面（2）
文書 3 3 8	控訴審判決要旨
文書 3 3 9	控訴審判決書及び補充決定
文書 3 4 0	指定書（令和 2 年 4 月 2 4 日）
文書 3 4 1	指定書（令和 2 年 7 月 3 日）
文書 3 4 2	訴訟代理権消滅通知書（控訴審）
文書 3 4 3	指定書（令和 3 年 4 月 1 3 日）

別表 1 不開示部分並びに不開示理由及び根拠条文

番号	不開示部分	理由	根拠条文 (法5条)
1	一審原告等の個人の氏名、経歴、収入及び刑事事件番号、被害者の住所及びその周辺の店名、個人の身体的特徴及び日記等の内容、非常勤職員の氏名及び印影、新聞社名等	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	1号
2	公にされていない訴訟代理人事務所のFAX番号、訴訟代理人の印影、弁護団の収支明細等	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。	2号イ
3	一部の指定代理人や刑事事件の担当警察官及び担当検察官の氏名並びに特定都道府県警察管理の倉庫の場所等に関する情報	公にすることにより、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	4号
4	一般に公開されていない行政機関等の内線番号、電話番号及びファックス番号に関する情報	いずれも公開されていない国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。	6号柱書き

別表 2 開示すべき部分

番号	文書名 (別紙の 2 記載 の文書番号)	通し頁	開示すべき不開示部分
1	文書 2	1 1 3	1 9 行目及び 2 0 行目の不開示部分
		1 2 9	「1 0 . 2 2 捜報」及び「1 0 . 2 2 員面」の「供述の趣旨」欄の各 2 行目左から 3 番目及び各 3 行目左から 1 番目ないし 3 番目の不開示部分
			「1 1 . 1 8 検面」の「供述の趣旨」欄の 1 行目左から 3 番目及び 2 行目左から 1 番目の不開示部分
		1 3 0	「公判供述」の「供述の趣旨」欄の 2 行目左から 3 番目及び 3 行目左から 1 番目の不開示部分
		1 3 1	「1 0 . 2 4 捜報」の「供述の趣旨」欄の 2 行目の不開示部分
			「1 0 . 2 4 員面」の「供述の趣旨」欄の 4 行目の不開示部分
			「1 1 . 1 6 検面」の「供述の趣旨」欄の 2 行目の不開示部分
		1 3 3	「1 0 . 2 3 員面」の「供述の趣旨」欄の 1 行目の不開示部分
			「1 1 . 2 0 検面」の「供述の趣旨」欄の 2 行目の不開示部分
		1 3 4	表内左側「員面 1」の「供述内容」欄の 2 行目左から 3 番目の不開示部分
			表内左側「テープ 1」の「供述内容」欄の 3 行目の不開示部分
		1 3 8	表内右側「員面 6」の「供述内容」欄の 2 行目の不開示部分
		1 3 9	表内左側「員面 1 4」の「供述

			内容」欄の３行目左から１番目の不開示部分
		１４２	表内左側「員面１」の「供述内容」欄の３行目左から１番目の不開示部分
	文書９	２７７	１０行目の不開示部分
		３７３	９行目の不開示部分
		３８６	２３行目の不開示部分
	文書４８	６８９	１１行目左から１番目の不開示部分
		７２０	１１行目左から２番目の不開示部分
		７３２	２３行目及び２６行目左から２番目の不開示部分
		７３３	１０行目左から１番目及び１７行目の不開示部分
	文書４９	７９０	２４行目の不開示部分
		７９６	７行目左から２番目及び９行目の不開示部分
	文書８６	１０９７	表内左側「員面１」の「供述内容」欄の２行目左から３番目の不開示部分
			表内左側「テープ１」の「供述内容」欄の３行目左から２番目及び４行目の不開示部分
		１１０３	表内左側「員面１４」の「供述内容」欄の４行目の不開示部分
		１１０４	表内左側「検面３」の「供述内容」欄の４行目の不開示部分
		１１０７	表内左側「員面１」の「供述内容」欄の５行目左から１番目の不開示部分
	文書９２	１２１５	２４行目左から２番目の不開示部分
		１２８８	２１行目の不開示部分
		１２９９	１０行目左から２番目の不開示部分

		1 3 2 4	2 6 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 3 2 5	1 行目の不開示部分
		1 3 4 4	3 行目， 4 行目左から 1 番目， 6 行目左から 1 番目， 7 行目， 1 6 行目， 1 9 行目左から 2 番 目及び 2 3 行目の不開示部分
		1 4 3 2	「 1 0 . 2 2 捜 報 」 及 び 「 1 0 . 2 2 員 面 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 各 2 行 目 左 か ら 3 番 目 並 び に 各 3 行 目 左 か ら 1 番 目 及 び 2 番 目 の 不 開 示 部 分
			「 1 1 . 1 8 検 面 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 1 行 目 左 か ら 3 番 目 及 び 2 行 目 左 か ら 1 番 目 の 不 開 示 部 分
		1 4 3 4	「 1 0 . 2 4 捜 報 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 2 行 目 の 不 開 示 部 分
			「 1 0 . 2 4 員 面 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 4 行 目 の 不 開 示 部 分
		1 4 3 5	「 1 0 . 2 3 員 面 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 1 行 目 の 不 開 示 部 分
			「 1 1 . 2 0 検 面 」 の 「 供 述 の 趣 旨 」 欄 の 2 行 目 の 不 開 示 部 分
	文書 1 0 3	1 6 5 0	表内「備考」欄の 1 1 枠目， 1 7 枠目の左から 2 番目， 2 1 枠 目の 2 行目及び 3 4 枠目の不開 示部分
		1 6 5 1	表内「備考」欄の 4 枠目の 7 行 目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 0 4	1 6 5 5	表内「備考」欄の 1 1 枠目， 1 7 枠目の左から 2 番目， 2 1 枠 目の 2 行目及び 3 4 枠目の不開 示部分
		1 6 5 6	表内「備考」欄の 4 枠目の 7 行 目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 0 5	1 6 6 0	表内「備考」欄の 1 1 枠目， 1

			7 枠目の左から 2 番目， 2 1 枠目の 2 行目及び 3 4 枠目の不開示部分
		1 6 6 1	表内「備考」欄の 4 枠目の 7 行目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 0 8	1 6 8 3	2 4 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 6 9 2	3 行目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 0 9	1 8 2 3	5 行目の不開示部分
	文書 1 1 2	1 8 7 7	本文 1 6 行目左から 1 番目及び 2 番目， 1 8 行目左から 3 番目及び 4 番目並びに 1 9 行目左から 1 番目及び 2 番目の不開示部分
		1 8 7 8	本文 1 6 行目左から 2 番目及び 3 番目， 1 9 行目左から 2 番目ないし 4 番目， 2 2 行目左から 4 番目， 2 3 行目並びに 2 4 行目左から 3 番目及び 4 番目の不開示部分
	文書 1 1 4	1 9 1 1	本文 1 1 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 1 1 8	2 0 0 9	2 2 行目， 2 3 行目左から 4 番目並びに 2 4 行目左から 1 番目及び 2 番目の不開示部分
		2 0 1 0	1 行目の不開示部分
		2 0 1 7	2 6 行目の不開示部分
		2 0 1 8	1 行目の不開示部分
	文書 1 2 1	2 0 4 6	1 3 行目左から 1 番目及び 1 7 行目の不開示部分
		2 0 5 6	左表内 2 列目 8 段目の枠内 3 行目並びに 1 0 段目及び 1 2 段目の各枠内 2 行目の左から 1 番目の不開示部分
			右表内 2 列目 5 段目， 9 段目及び 1 1 段目の不開示部分

	文書 1 3 7	2 4 3 1	本文 5 行目及び 6 行目の不開示部分
	文書 1 4 1	2 7 0 6	2 6 行目左から 2 番目及び 3 番目の不開示部分
	文書 1 4 3	2 8 5 3	1 8 行目の不開示部分
		2 8 6 4	2 3 行目の不開示部分
	文書 1 5 0	2 9 7 1	4 行目の不開示部分
	文書 1 6 8	3 4 6 4	1 7 行目の不開示部分
	文書 1 8 0	3 5 9 1	本文 6 行目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 9 1	3 6 9 2	5 行目, 1 2 行目, 1 7 行目及び 1 8 行目並びに 2 3 行目左から 1 番目の不開示部分
		3 6 9 3	7 行目の不開示部分
	文書 2 9 4	4 0 8 6	1 (1) 本文 1 0 行目の不開示部分
		4 0 8 7	本文 2 行目の不開示部分
		4 0 9 2	本文 2 0 行目左から 2 番目及び 2 1 行目の不開示部分
		4 0 9 3	本文 1 9 行目の不開示部分
		4 0 9 6	本文 1 0 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 2 9 5	4 1 1 5	本文 6 行目左から 3 番目及び 4 番目の不開示部分
	文書 2 9 6	4 1 2 5	本文 1 9 行目, 3 1 行目左から 2 番目及び 3 3 行目の左から 2 番目の不開示部分
	文書 3 3 9	4 7 7 2	1 3 行目の不開示部分
2	文書 2	4 1	2 6 行目の不開示部分
		1 3 0	「1 0. 2 2 捜報」の「供述の趣旨」欄の 3 行目の不開示部分
			「1 0. 2 2 員面」の「供述の趣旨」欄の 1 行目の不開示部分
		1 3 5	表内右側「員面 3」の「供述内容」欄 3 行目の不開示部分
	文書 1 2	4 6 3	本文 1 行目左から 2 番目の不開示部分

	文書 3 8	5 8 4	表内「乙 4 8 0」の「作成者（肩書き）」欄の不開示部分
	文書 4 8	7 1 2	3 行目左から 2 番目の不開示部分
		7 1 4	2 2 行目及び 2 4 行目左から 2 番目の不開示部分
		7 3 9	2 2 行目の不開示部分
	文書 5 2	8 2 4	5 行目の不開示部分
	文書 5 3	8 3 0	2 6 行目の不開示部分
	文書 8 6	1 0 0 1	4 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 0 1 1	上部枠内の不開示部分のうち、右側の上から 4 番目を除く不開示部分の全て
		1 0 2 0	7 行目の不開示部分の全て
		1 0 2 1	1 8 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 0 2 8	2 行目の不開示部分
		1 0 9 8	表内右側「員面 3」の「供述内容」欄の 3 行目の不開示部分
			表内右側「検面 4」の「供述内容」欄の 8 行目の不開示部分
	文書 9 2	1 2 1 5	1 1 行目の不開示部分の全て
		1 2 8 2	1 8 行目及び 2 6 行目の不開示部分
		1 2 9 9	1 2 行目左から 2 番目及び 2 3 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 3 0 0	8 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 3 5 2	1 7 行目の不開示部分
		1 3 7 4	1 行目の不開示部分
		1 3 7 7	2 4 行目左から 2 番目の不開示部分
		1 3 9 1	5 行目左から 3 番目の不開示部分
		1 4 3 3	「1 0 . 2 2 捜報」の「供述の趣旨」欄の 3 行目の不開示部分

			「１０．２２員面」の「供述の趣旨」欄の１行目の不開示部分
文書９７	１４６０	１０行目，１４行目及び２０行目の不開示部分	
	１４６１	２行目及び３行目の不開示部分	
	１４６２	１１行目左から２番目の不開示部分	
	１４６９	１１行目，１７行目及び１８行目並びに１９行目左から１番目の不開示部分	
	１４７６	１０行目の不開示部分	
文書９８	１４９１	本文２１行目左から２番目の不開示部分	
文書１０１	１５６０	本文１１行目の不開示部分	
	１５６７	本文４行目の不開示部分	
	１５７０	本文１９行目の不開示部分	
	１５８２	本文１７行目左から２番目の不開示部分	
文書１０２	１６２７	表内「８」の左から３列目の枠内２行目左から１番目の不開示部分	
文書１０８	１７２５	２５行目左から２番目の不開示部分	
文書１１２	１８６７	本文２２行目の不開示部分	
文書１１４	１９５０	本文１４行目左から１番目の不開示部分	
文書１２６	２１８６	２行目の不開示部分	
文書１３８	２４６６	２４行目左から２番目及び２５行目の不開示部分	
	２５２４	１７行目の不開示部分	
文書１３９	２５５６	１４行目左から１番目の不開示部分	
	２５９０	２０行目の不開示部分	
文書１４３	２８７１	２３行目左から２番目の不開示部分	
文書１５０	２９７１	１４行目の不開示部分	
文書１５１	２９９４	１６行目の不開示部分	

	文書 1 6 4	3 2 1 0	1 0 行目及び 1 7 行目の不開示部分
		3 2 2 6	1 0 行目の不開示部分
		3 3 1 2	2 2 行目の不開示部分
		3 3 1 3	4 行目の不開示部分
		3 3 2 3	1 6 行目左から 2 番目及び 2 3 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 1 6 8	3 4 6 2	1 行目の不開示部分
	文書 1 7 7	3 5 3 5	「理由」第 1 の 1 の 1 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 1 7 9	3 5 6 9	1 4 行目左から 1 番目の不開示部分
	文書 1 9 3	3 7 0 5	「理由」第 1 の 1 の 1 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 1 9 5	3 7 2 2	5 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 2 9 4	4 0 8 8	本文 1 行目ないし 5 行目の不開示部分の全て
	文書 2 9 6	4 1 2 4	本文 9 行目左から 1 番目の不開示部分
	文書 3 2 4	4 5 5 4	本文 2 6 行目左から 2 番目の不開示部分
	文書 3 2 5	4 5 7 4	本文 1 2 行目の不開示部分
	文書 3 3 8	4 7 3 2	4 行目の不開示部分（そのうち左から 2 9 文字目及び 3 0 文字目に限る。）
	文書 3 3 9	4 7 5 2	9 行目及び 1 0 行目の不開示部分（1 0 行目の不開示部分については、そのうち左から 1 文字目及び 2 文字目に限る。）
		4 7 6 4	1 6 行目左から 1 番目の不開示部分
		4 7 7 2	1 7 行目の不開示部分
		4 7 9 0	2 1 行目の不開示部分（そのうち左から 5 文字目ないし 1 4 文字目に限る。）

		4 7 9 1	1 2 行目の不開示部分（そのうち左から 5 文字目ないし 1 4 文字目に限る。）
		4 8 2 9	不開示部分の全て